高圧ガス製造事業届について

１　第二種製造者が高圧ガスの製造事業を行うときは、事前に高圧ガス製造事業の届出が必要です。

事業として高圧ガスの製造を行おうとする者であって、一日当たりの製造量が１００㎥（第一種ガスのみを製造する場合は３００㎥）に満たないものは、第二種製造事業者にあたるため、事業所ごとに、事業を始める日の２０日前までに、鳥取県知事に高圧ガス製造事業届を提出する必要があります。

但し、製造した高圧ガスについて処理設備を使用しない場合（いわゆる詰替えによる充填等）は、この限りではありません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造事業届書（様式第２） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 製造施設等明細書 | 1 | 下記の事項を記載すること1. 製造の目的
2. 処理設備の処理能力
3. 処理設備の性能
4. 法第12条第1項及び第2項に定める経済産業省令で定める技術上の基準を満たすこと
 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| 製造工程の概要を説明した書面及び図面 | 1 |  |
| フローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス製造施設配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 処理・貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| 高圧ガス設備の耐圧・気密試験成績書 | 1 |  |
| 耐震設計構造物に係る計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 | 1 | 移設等された高圧ガス設備を用いて高圧ガスを製造する場合に限る。 |

※ガス種や製造量によっては、不要となる書面があります。詳細は、担当者にお尋ねください。

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２（一般則第４条）（液石則第４条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造事業届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 　〒　　 |
| 事業所所在地 | 　〒　　 |
| 製造する高圧ガスの種類 | 　 |

 年 月 日

 　代表者 氏名

 鳥取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。